

平成 30 年 2 月 1 日
病院長

患者様へご案内

当院は、次の通りの施設基準を届出ております。

1. 『一般病棟入院基本料の 10 対 1 入院基本料』 従いまして、患者様の負担による付添看護を行っていません。室料差額について、厚生労働大臣の定める基準により 5 人室以上の部屋については料金を頂いておりません。
2. 当院は、厚生労働大臣が指定する「DPC 対象病院」です。入院費については、DPC/PDPS（包括評価）支払制度での計算となります。
3. 入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）適温で提供しています。
4. 『看護必要度加算Ⅰ』
5. 『診療録管理体制加算Ⅰ』
6. 『医師事務作業補助体制加算Ⅰ 40 対 1』
7. 『急性期看護補助体制加算 50 対 1』
8. 『夜間急性期看護補助体制加算 50 対 1』
9. 『夜間看護体制加算』
10. 『重症者等療養環境特別加算 2』
11. 『医療安全管理加算 2』
12. 『感染防止対策加算 2』
13. 『患者サポート体制充実加算』
14. 『退院支援加算 2』
15. 『認知症ケア加算 2』
16. 『総合評価加算』
17. 『データ提出加算 2』
18. 『ハイケアユニット入院医療管理料Ⅰ』
19. 『がん性疼痛緩和指導管理料』
20. 『夜間休日救急搬送医学管理料』
21. 『外来リハビリテーション診療料』

22. 『がん治療連携指導料』
23. 『肝炎インターフェロン治療計画料』
24. 『薬剤管理指導料』
25. 『医療機器安全管理料 1』
26. 『検体検査管理加算 1』
27. 『センチネルリンパ節生検（乳がんに係るものに限る）』
28. 『CT 撮影及び MRI 撮影』
29. 『外来化学療法加算 1』
30. 『脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)』
31. 『運動器リハビリテーション料(Ⅰ)』
32. 『廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）』
33. 次の分類の手術について『手術の施設基準』を届けております。

(対象期間：平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日)

区分 1 に分類される手術	頭蓋内腫瘍摘出術等	8 件
	肺悪性腫瘍手術等	1 件
区分 2 に分類される手術	靭帯断裂形成手術等	2 件
	水頭症手術等	15 件
	肝切除術等	12 件
	尿道形成手術等	0 件
区分 3 に分類される手術	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
	母指化手術等	9 件
	食道切除再建術等	1 件
区分 4 に分類される手術	腹腔鏡下・胸腔鏡下手術等	30 件
その他の区分に分類される手術	人工関節置換術	8 件
該当しない場合 100 分の 80 を算定する (年間症例 50 未満)	胃瘻造設備術	17 件

34. 『乳がんセンチネルリンパ節加算 2』
35. 『人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算』
36. 『手術の休日加算Ⅰ、時間外加算Ⅰ及び深夜加算Ⅰ』
37. 『処置の休日加算Ⅰ、時間外加算Ⅰ及び深夜加算Ⅰ』
38. 『麻酔管理料Ⅰ』

以上